令和 5 年度第 4 回社会福祉審議会専門分科会・地域福祉計画策定懇話会 議事録要旨

開催日時	令和5年11月30日(木)午後1時30分から午後3時30分まで
開催場所	東大阪市社会福祉協議会会議室A
出席者(委員)	 地域福祉専門分科会 新崎委員長、和泉委員、岩浅委員、江浦委員、香川委員、髙橋委員、 西島委員、原委員、吉邨委員 地域福祉計画策定懇話会 天野委員、荒井委員、石井委員、今別府委員、地村委員、唐原委員、 中里見委員、村井委員 以上17名
事務局	宮野福祉部長、大川地域福祉室長、長原地域福祉課長、一木高齢介護課長、 甲田地域包括ケア推進課長、手嶋障害施策推進課長、白石生活支援課長、増 井子ども家庭課長、 竹林社会福祉協議会事務局次長、 地域福祉課 田中総括主幹、牧元主査、天田係員
議題	(1) 第6期地域福祉計画の素案について (2) その他

			議 事 の 経 過
発	言	者	発言内容
			○開会のことば 審議事項(1)第6期地域福祉計画の素案について
事	務	局	資料説明
委		員	61ページの重点事業 16「保育士確保推進事業」について。前回も福祉人材の確保が非常に厳しい状況のため、福祉計画の中でしっかり取り入れてほしいと発言した。保育士だけではないと思う。介護や障害はどうなのか。保育士は国の施策として補助がついていると思うが、もし国が財源措置をしないのであれば、東大阪市として国の施策を補うような取組の姿勢を考えてほしい。決して保育だけではないと申し上げ続けているが、なかなか実現しない。今回の計画策定にあたり、検討してほしい。64ページに「地域福祉ネットワーク」があるが、大阪府内には「しあわせネットワーク」があり、社会福祉法人が全種別でそれぞれ基金を拠出しあって制度の狭間におられる方や行政につながるまでを支援しており、セーフティネットワークの役割を果たしている。私も日々CSWと連携している。保育分野でも「スマイルサポーター」として、子育て中心に連携している。保育分野でも「スマイルサポーター」として、子育で中心に再別に関わらず幅広く受け止めて支援していく体制づくりに各社会福祉法人が取り組んでいる。前回の計画では取り入れてもらったが、今回新たなものを見ると入っていないように思う。例えば、72ページの「ボランティネットや制度横断的な相談支援体制にも関わっている。これからの地域福祉の向上や、重層・包括的な支援体制のところで社会福祉法人としても取り組んでいるところなので、計画の中に組み込んでほしい。
会		長	重要なご指摘を2点いただいた。まず、保育士事業については特化しないといけないのか。これは、国の事業をそのまま書いているだけか。
事	務	局	今回、重点事業として 21 項目挙げている。東大阪市の最上位計画である総合計画の実施計画で、福祉分野として挙げている事業をこちらに連動させて設定している。ご指摘のとおり、介護・障害の事業所の人材確保については、各計画の策定委員会でも意見をいただいている。重点事業は、各分野・担当がそれぞれ担当する施策の中で優先して重点的に取り組む内容を記載している。人材確保については、他分野で全く取り組まないわけではないが、特に保育分野ではこれを最重要課題と考えて上位計画に位置付けている。介護分野は介護予防、障害分野は相談支援や就労支援と、それぞれ優先的な事項を定めている。併せて人材確保についても議論があったと認識しているので、各計画で定めていきたいと思う。予算が伴うことについてはこの場で返答できないが、各分野ともに人材確保については課題認識がある。
会		長	今のご説明にあった重点事業が 21 事業とはどういうことか、初見で読ま
			2

れた方は疑問に思われるのではないか。重点項目として挙げた理由を、リードとして最初の重点項目の下に付記すると意味が分かるのではないか。

また、事業だから予算がないと書けないということかもしれないが、必要な部分については"保育事業としてはこういう事業で重点施策になっているが、介護や福祉も同様"と付記すると良いのではないか。現場では人材が集まらないことが喫緊の課題である。そのあたりは検討していただければと思う。

事 務 局

もう一点の「しあわせネットワーク」について。地域福祉計画は公助だけでなく、共助・互助・自助の全てを合わせて地域福祉を活性化していこうという計画になる。どこに記載するかは検討したいが、意見を反映したいと思う。特に、CSWや困窮窓口ではよくお世話になっている。また、社会福祉法人の社会貢献としては、こども食堂や学習支援等、様々な分野でご協力をいただいている。「しあわせネットワーク」については、宿題としたい。

会 長

今の西島委員のご意見は、私もそう思う。大阪の強みとして「ふれあいネット」という社会貢献のネットワークができている。重層の中の地域専門相談機関の部分も含めて、施設連絡協議会が包括的な支援を担える形に今後なっていけばと思う。この計画は今すぐ実現できるかより、5年後にどのようなかたちの目標に近づけていくかという計画になる。平成30年の計画の施設の社会貢献が法律に書き込まれたことは、大きな意味があると思う。このあたりをどこかにしっかり示していくために、施設間連携について明記することは大切だと思う。

58ページの重点項目1、2、3は、総合計画の番号か。

事 務 局

特に番号は連動していない。

会 長

それなら提案だが、63ページの《重点事業と基本目標等との関連》の番号を振り分けて、1章のところならここと組み替えると、より分かりやすいのではないか。

65ページの図は、切れ目のない支援ということで、重点項目の位置付けが分かりやすく書かれているが、「重点事業のマーク」にも番号を振ってあると見やすいのではないか。非常にわかりやすいフローチャート図になっているので、よりブラッシュアップするためにどうかと思った。

委 員

2点イメージ図について教えてほしい。1点目は、64ページについて。 市役所に相談すれば、色々な機関と課題共有や連携をしてもらえる図になっている。2年ほど前に重層の体制ができてしばらくしてから、施設の利用者で、母子家庭の高齢の母親に認知が入り、どんどん家庭内が大変になっていった。私達からCSにお願いし、CSから地域包括に繋いでもらったが、地域包括が全然動いてくれなかった。役所にもお願いの電話をしたが、そこでも動いてもらえなかった。最終的に警察と消防を呼んで窓ガラスを割ってもらい、救急車で搬送されて一命をとりとめた事例があった。イメージ図は良いが、役所内でどれだけ意識を高めて実際にどう稼働させ るのか、どう共有されていくのかが具体的に見えれば良いと思う。行政内 で研修を実施する等の取組があれば教えてほしい。

2点目は95ページの「権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ図」について、成年後見制度は確かに良いと思うが、実際に障害の関係で成年後見人がお金を出してくれないケースがある。当事者がグループホームに入所されていて、世話人を通じて買いたい物を伝えても、成年後見人が必要ないと判断してお金を出してくれない。成年後見人制度が果たして当事者の意思を本当に反映しているのか、現場では皆疑問に思っている。成年後見人を変えることは家裁にお願いしても難しいと聞く。制度の促進は必要かもしれないが、今ある課題や実情も踏まえた上で、どう公平に制度を促進していくのか、検討しているのであればお聞きしたい。

会 長

2点ご質問があった。1点目は64ページのイメージ図について。この図に特段問題はないが、重層の場合は行政の庁内連携が必要不可欠である、それはどこに書き込まれているのか、また書き込まれる必要があるのか、というご指摘でよろしいか。

2点目について、私は成年後見利用促進協議会の会長をさせていただいている。様々な案件の中で利用促進や施設・当事者・家族の方々に理解してもらえるように啓発・広報している。また、成年後見人が施設側と意見が違う場合には、成年後見サポートセンターにご相談いただければと思う。事務局この2点について、いかがか。

事 務 局

64ページについては、支援の概念を図にしたものになる。「市民」のところでは複合的な課題が増えているということで、8050問題、ダブルケア、ひきこもり、ヤングケアラーなどの事例を挙げている。下の囲みの中は、地域での支援体制となる。市役所だけで全ての相談に対応することは難しいので、様々な専門機関に最前線で対応していただいている。ただ、専門機関と市役所だけでなく、地域の身近な相談先として民生委員、校区福祉委員の皆さんがサポートしてくれている。それらの現状の支援体制を図に落とし込んだものになる。

会 長

先ほどの委員からのご指摘は、87ページの「重層的支援体制整備事業において実施する各事業の概要」の中の「包括的相談支援事業」に"各課の連携を強化します"とか、"庁内連携を強化します"と付記することが一つではないかと思うが、いかがか。

事 務 局

92ページの「重層的支援体制整備事業のイメージ図」あたりに付記するイメージかと思う。

会 長

行政の庁内連携と施設間連携の両方が包括的相談支援体制の一つの柱になると思う。そのあたり付記してもらえればと思う。

事 務 局

重層的支援体制整備事業については、社協の重層CSWだけでなく、市も担当職員を置いて取り組んでおり、その職員中心に連携を進めている。 職員の研鑽については各分野で進めているところだが、福祉事務所のケー スワーカー等も含めて福祉関係の研修、また福祉職員向けの研修も実施している。少しでも研鑽が進むよう、様々な取組をしているところである。

2点目の成年後見制度についてのご質問については、会長から成年後見 サポートセンターについてご紹介いただいた。成年後見に関する相談は、 そちらにお願いしたいと思う。

会 長 なかなか成年後見に繋がらない問題についても議論されている。そのあ たりについては、今のご説明のとおりである。

委

事

委

員

務

員 自分の経験から、成年後見制度について気になった。民生委員も何名か 市民後見人になっている。私自身も 65 歳くらいの時に講座を受け、府の社 協で修了証書をもらい家裁に登録したが、70 歳まで受任がなければそこで 役目が終わる。市民後見人制度は、究極のボランティアではないかと思う。 重点事業4の「成年後見制度の利用促進」に、市民後見人制度について入 れてもらうことはできないか。

局 市民後見人は、東大阪市では前年度末で6人くらいに活動していただいていると認識している。育成・受任については、大阪府と連携して進めている。育成については、研修費を各市町村から拠出して大阪府で研修を開催している。受任については、金銭的や体調面で問題がある方は難しいこともあり、大阪府主導で専門職から後見人を引き継いでいけそうな方を推薦していただき、その方々を順次受任していただいている。もう少し多くできるのではないかと思われるかもしれないが、専門職種にも協力してもらいながらリレー方式で繋いでいるところである。

重点事業の記載項目については、もちろん市民後見人の活用もあるが、報酬給付や協議会等の側面からのアプローチに力を入れたいということで重点に設定している。決して市民後見人を軽んじているわけではないことを、ご理解いただきたい。

会 長 前回の成年後見制度利用促進協議会でも、ベースとして市民後見人の育成や活動しやすい仕組みづくりについて議論されていた。

地域共生社会の実現に向けて計画を策定していく中で、結局は人材確保に繋がってくるが、重度障害のある方が地域で当たり前に暮らすことができず、今も200数十人の方が地域から離れて施設で暮らしている。精神疾患を抱えている方もたくさん精神病院に長期入院されている。そういう人達が東大阪市で当たり前に暮らしていくことを考えた時に、人材はとても大切である。いくら相談支援が充実しようが、問題や課題を見つけてくれようが、最終その課題を解決していくためには人の介入なくしてはできない。東大阪市は良い事業所がたくさんあり、障害を持つ人達の生活を支えてくれようとしている。民生委員や校区福祉委員もたくさんおられる地域なので、人材がいれば暮らしやすくなると思う。計画には表記しにくいかもしれないが、地域で当たり前に暮らす、自立生活をしていくことを中心に入れて、それを実現していくためにどのような重点的な施策や事業をしていくべきかを入れてもらえればと思う。人材育成について上位計画で触

れられていないと、なかなか市として事業に予算がつかないと思うので、 何とか記載するようにしてほしい。

次に、ウィルチェアスポーツの推進についてですが、例えば61ページの 「ウィルチェアスポーツ推進事業」の事業内容に「障害の有無や年齢、性 別に関わらず誰もが一緒に楽しむというインクルーシブな概念をもつウィ ルチェア(車いす)スポーツを推進します。」とあるが、本来は障害のある 人達がスポーツできて、その延長上に障害のない人達とスポーツを通じて 交流していくことがあるのではないか。東大阪市のウィルチェアスポーツ コートは花園中央公園の屋外にあり、夏は暑すぎるし、冬は寒すぎてでき ない。実際にそこで市内の障害のある方々と健常者の方々とのスポーツを 通じた交流は進んでいるのか。東大阪市が本当に障害者スポーツを推進す るのであれば、屋内型の施設も充実させてほしい。立派なアリーナはある が、車椅子ではブルーシートを敷かないと使わせてくれない。立派なプー ルもあるが、市内の障害のある方達は長居や舞洲の障害者スポーツセンタ 一に行かないといけない。せっかく地元に立派なものがあるので、もっと 使いやすくしてもらえれば、地域でもっと障害者スポーツに参加すること ができる。それを通じて交流して、障害理解が育まれていく形にもってい ってくれているのであれば、この重点課題に挙げられていることがもっと 活きるのではないか。ウィルチェアスポーツコートだけで本当に進むのか、 疑問に思った。

会 長 人材育成についてと、ウィルチェアスポーツ事業についてのご意見があった。もう一度確認だが、この重点項目は総合計画の事業名をそのまま出しているのか。

事 務 局 そう。

会 長 そうであれば、先ほどと同様にリードで明記しておかないといけないと 思う。私も話を聞くまでは、色々な障害者スポーツがあるのに、ウィルチェアスポーツだけに特化しているのは何故か疑問に思った。 "総合計画の中に入れている部分はこれです、そこに付随してこういうことが必要です"という書きぶりもできるのではないか。

事 務 局 修正を検討する。改善内容については、相談させていただければと思う。

会 長 必ずやりますということではなく、"こういったことを目指します"という書きぶりなら、ある程度書けるのではないか。逆に言うと、必ずやらないといけないと書くと、すごく制限した計画になってしまう。 それから、人材育成についての質問で良いか。

委 員 人材育成というより、地域で当たり前に共に生きることを実現していこ うと思うと、例えば重点事業の中にある障害者の就労事業が新しく始まる が、担い手がいないと進まないものが多い。

会 長 担い手というと、専門職という意味か。

委 員

そう。もちろん、地域のボランティアに協力いただくこともあると思う。 ただ、そこだけではどうもならない重度の人達もたくさんいる。そこには 専門職で確実に決まった時間に来てくれる人材がいないと、一日の生活が 成り立たない。そこの人材が非常に不足している。

会長しその深刻さをどこかに記載していくということか。

委 員 それがないと共に生きられない。そこは大切なところではないかと思う。

会長|貴重なご意見をいただいた。そのあたりはまた検討していきたい。

委 員

65ページの図について。福祉分野に保育もあると思うが、子育てになると学童期も入ってくる。小さい子どもは保育、学童期は教育と分けてしまう部分がどうしてもある。私は学童保育の仕事をしており、一番多いのは低学年で、学校は教育、学童は保育、ちょうどその狭間にあたる。子育てサポーターも乳幼児だけのサポーターと捉えられがちなので、子どもの発達に合わせた部分で考えると、低学年の子育てサポーターという保育の部分も入れてもらえると、もっと具体的で分かりやすいのではないかと思う。

また、学童保育も人材不足である。もっと人材がいれば、子ども達ももっと健全に遊べる。人材と併せて施設の設備も整えていかないと、子どもは徐々に大きくなっていくので、教育に切り替わったからといって急に何でもできるわけではない。乳幼児から低学年を経て自分でできるようになる狭間の部分を補えるような制度があれば良いと思う。

会 長 子育てサポーターの対象年齢はあるのか。

事 務 局

現在配置している子育てサポーターは、就学前児童を対象にしており、 就学前の子育て世代の発達相談・育児相談になる。指摘いただいた放課後 児童は、児童福祉法の制度になる。学童期の支援に抜けていることについ ては、記載を検討したい。

会 長

従来、学齢期は福祉のブラックボックスと言われており、支援の繋がりがなかった。指摘いただいたように、学齢期になったからといって福祉が切れるわけではない。切れ目のない支援を強調して、せっかく作られた表を分かりやすくしていければ良いと思う。指摘を元にブラッシュアップできればと思う。

委員

まだまだ「福祉」という言葉そのものが市民に十分浸透しておらず、理解度が低いのではないか。それと同時に認知度も低い。48ページに「地域福祉意識の向上」とあるが、そういう点においてまだまだ考える部分があるのではないかと思う。一番上に「成果」とあるが、福祉教育を取り上げてもまだ十分にいきわたっていないし、成果もあがっていないと思う。現実には中身は乏しい。一般市民への福祉の啓発活動が十分ではない。具体的にどうするのか、文章にかみ砕いて表現してほしい。福祉教育も市内全

域にバラつきがあるので、「成果」にこのように記載されると疑問に思う。

事 務 局

福祉の認知度について、ニーズ調査の回答は33・34ページあたりに、地域共生社会の認知度、地域福祉を推進する人・組織・施設、施策の認知度についてまとめたものがある。身近な自治会、民生委員・児童委員、老人クラブはわりと高いが、まだまだ認知度が低い施策もある。施策の広報についても、31ページにどんな媒体から情報を得ているかの回答があるが、やはり紙媒体や市政だよりが多い。これらを参考にしながら、福祉施策の周知を進めていく必要があると思っている。福祉教育については、各種計画策定においてもご意見をいただいている。80ページに「生涯学習」について記載しているが、様々な分野の生涯学習のツールを使い、福祉的な要素を学んでいただいたり、社会参加の機会・介護予防やネットワークづくり等に活用いただければと思っているので、またご意見をいただきたい。

委 員

多くの方々に市内でボランティア活動をしていただいているが、人材が 高齢化・固定化してしまっている。次に繋がる人材がない。そのあたりを 継続的に考えていただきたい。

会 長

今回は地域福祉計画だが、社協が作成している地域福祉活動計画の中で、 今の意見にあったようなインフォーマルな人材育成について具体的に書い ていく方向で会議を進めている。地域福祉計画は行政計画なので方向性を 明記していただき、地域福祉活動計画では具体的にアクションプランを考 えていく、そういうイメージで良いか。

委 員

社会福祉協議会の地域福祉活動計画も、市の地域福祉計画と整合性を図り、連携しながら策定を進めている。地域の担い手、ボランティアの人材不足については、地域福祉活動計画の中で示していきたいと考えている。

委 員

96ページ「再犯防止の推進」の【施策を取り巻く現状と課題】の下から2つ目に「更生保護に対する正しい理解を促進するための広報・啓発や、「日本財団職親プロジェクト」を通じた就労・教育などの機会提供を目的として」と、日本財団を通じた就労支援だけが記載されている。協力雇用主会という会があり、罪を犯した人と理解した上で雇用している団体がある。年4回定期研修会があり、保護観察中の対象者に就労機会を少しでもお知らせするために、求人情報を提供してきた。現状の把握という点においては、そのことも入れてもらえればと思う。職親プロジェクトは、施設に直接行って引受人にもなってくれる組織で、成果のあがる良いシステムだと感心している。協力雇用主会も就労支援を続けてきたことを、現状の認識の中に入れてもらえればと思う。

事 務 局

協力雇用主会の皆さんにも市の施策推進に協力いただいている。追記させていただく。職親プロジェクトについては、刑務所や保護観察所から出てくる段階で仕事と住居を提供して安定した地域生活に繋げるものだが、協力雇用主会には地域で就労の受け入れをしていただいているので、両輪と考えている。

委 員

職員の対応の向上について。計画の中に「相談体制の充実」「支援の整備」という文言がたくさんある。しかし、実際に相談窓口に行った時に、専門職の職員から知らないと言われてしまうことがある。「ダブルケアって何ですか」と逆に聞かれたり、知人の話だが、生まれてきた子どもに聴覚障害があるかもしれなくて、支援を受けられる施設を教えてほしいと問い合わせた時に、「お母さんの方が調べているからよく知っているでしょ」と言われ、どこに相談すれば良いのか分からなくなったという話を聞いた。私の子どもも発達障害がある。相談しても分かってもらえないのではないかと不安があり、実際に相談を控えていた時期もある。支援者側からいつでも受け止めるよ、相談できるよ、という態度をとっていただくことは有難い。相談できる場の情報を周知することも大切だと思う。相談する側の不安な気持ちも視野に入れておいてもらえればと思う。現場の方はすごく忙しいと思うので、人材を確保して職員も疲弊しないような体制を作っていくことが大事ではないか。

会 長 断らない、たらい回しにしない支援が重層の思いだが、いかがか。

事 務 局

職員体制・人員確保について、厳しい現状があることは承知している。 市としてできることは何か考えていく必要がある。人材の育成についても、 様々な研修を企画して実施しているところだが、日々アップデートしてい く必要がある。相談から繋ぐ役割として、色々な知識を広く浅くでも良い ので持っておく、繋げる先を理解しておくことも大事だと思う。そのよう な視点での研修も考えていかなければならない。

会 長

マルチストップの発想がこれから求められる。どこが相談を受けても、 そこで分からなければ他の専門職と一緒に問題を解決していく仕組みが包 括的相談支援体制だと思う。そういうことに取り組んでいかなければなら ないという目標をしっかり書いていくようにしていただけたらと思う。

その他にもしお気付きの点があれば、忌憚のない意見を事務局に送っていただきたい。ただし、スケジュール管理の中でこの会議をもう一度開くことが難しい状況なので、本日のご意見とこれからいただくご意見を踏まえて、会長と事務局で計画をブラッシュアップして策定させていただくことについて、ご了解いただけるか。

(委員一同承認)

会 長

皆さんご意見を真摯に受け止めながら会長と事務局で書き込みたいと思う。また、地域福祉活動計画の中で書き込んでいく部分と行政計画である 地域福祉計画で取り入れていく部分について、受け止めたいと思う。

事 務 局

もしご意見等があれば、12月6日水曜日までにメールもしくはFAX等でいただければ、有難い。

(2) その他

- ・事務局より、今後のスケジュールの説明
- ・次回 2024年2月6日 (火) 14時より市役所 18階大会議室にて開催予定